各種就職支援等の実施

	訓練実施機関名:	株式会社高障求	訓練科名:	ビジネススキル基礎科	
1	実施機関による就職支援等の乳	 尾施(実施できる場合は、[口の該当箇所にチェックをしてください。)		

1	実施機関による就職支援等の実施(実施できる場合は、口の該当箇所にチェックをしてください。)
(1) 就職支援責任者の配置

✔ 以下に掲げる要件を保有し、業務を行う就職支援責任者を配置していること。<必須> 就職支援責任者氏名: 支援 ひかる

就職支援責任者の業務等は次のとおりであること。

訓練実施日数のうち50%の日数は、全日、就職支援責任者を務める訓練実施施設で業務を遂行すること(他業務と兼務することは差し支えない)。

- 2 業務
 イ 過去の受講者に対する就職支援実績、公共職業安定所が作成した受講者の就職支援計画等を踏まえ、受講者に対する就職支援を企画、立案すること。
 ロ 受講者に対するキャリアコンサルティング、訓練の修了判定、ジョブ・カードの作成支援、就職支援必須事項が適切に実施されるよう管理し、確保すること。
 ハ 就敢支援に関して、公共職業安定所その他職業紹介機関、事業主団体等との連携を確保すること。
 ニ 訓練修了者及び就職理由退校者の就職状況を把握、管理すること。

) 就職支援責任者となる者 能開法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント又はジョブ・カード作成アドバイザー(ジョブ・カード講習の受講等により、ジョブ・カードの作成支援を行う ことが認められた者として登録された者をいう。)であることが望ましい。

✔ 上記就職支援責任者は、申請者と直接の雇用関係(代表者及び役員も可)にあること。

(添付書類 : 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用) (写) (雇用保険の被保険者でない場合は、「労働条件通知書」等の直接雇用して

(番竹香類 : 雇用体院做体院包見情報、停守性能通知者(事業主通知用)(争)(雇用体院の放床院者でない場合は、「方動米計通知者」等の直接雇用していることが分かる書類) ※ 就職支援責任者については、申請者と直接の雇用関係(代表者及び役員も可)にあることが必要です。直接の雇用関係にある場合、チェック欄(□)に ✔を記入してください。チェック欄に記入がない場合は、説明を求める場合があります。)

(2) キャリアコンサルティング担当者の配置

✔ キャリアコンサルティングを行う者として、業務を行うキャリアコンサルティング担当者を配置している。

(添付書類:キャリアコンサルタント登録証(写)又はジョブ・カード作成アドバイザー証(写))

キャリアコンサルティング担当 支援 ひかる 者氏名:

登録番号 : 12345678 登録番号 : 23456789

機構 まこと (旧姓:求職 まこと)

※就職支援責任者がキャリアコンサルティングを行う場合は、記憶支援責任者の氏名及び登録番号を記入、添付書類を添付してください。 (3) 就職支援等の実施(実施する支援の口の該当箇所にチェックをして 資格・免許を添付した際に旧姓登録されている際

- 訓練期間中に少なくとも3回以上(訓練を受ける期間が3か月に満たりには、氏名欄に分かるようにフルネームで記載してくだ。 には、氏名欄に分かるようにフルネームで記載してくだ。 公共職業安定所への来所日前に、訪問指導を行うこと。〈必須〉※ てください。
- キャリアコンサルティングを行

✔ 訓練期間中に次の①から⑩の就職支援を行うこと<①~⑥は必須> 実施する項目の実施時期に○をつけてください。

	【就職支援等の内容】	1 か月目	2 か月目	3 か月目	4 か月目	5 か月目	6 か月目
	①職業相談の実施	0	0	0			
	②求人情報の提供	0	0	0			
必須	③履歴書の作成に係る指導	0	0	0			
項目	④公共職業安定所が行う就職説明会の周知	0	0	0			
	⑤求人者に面接するに当たっての指導	0		0			
	⑥ジョブ・カードの作成支援	0	0	0			
必	⑦職場見学等の機会提供	0		0			
必須項	⑧地域の雇用情勢等に関する就職講話						
目以外	③キャリアコンサルタントを招へいした個別相談						
71	⑩職業紹介 (無料職業紹介又は有料職業紹介事業の許可を受けている場合に限る。)						

2 1以外に実施を予定している支援項目を具体的に記入してください。

TAN.	許可等取得の有無		有	0	無	許可等取得年月日		年	月	日
職業紹へ	許可等取得予定の有無		有	0	無	許可等取得予定年月日	令和	年	月	П
介事業許	職業紹介責任者の(役職) 氏名	(役職名) (氏名)								
可	職業紹介事業の主な内容									